

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 28 日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第22号

新潟県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築基準法施行細則（昭和35年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 9 条 （略）</p> <p><u>（完了検査申請書に添えるべき図書）</u></p> <p>第 9 条の 2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号）第 3 条に規定する軽微な変更のうち別に定めるものを行つた場合にあつては、同令第11条に規定する軽微な変更</u>に該当していることを証する書面又はその写し並びに当該書面の交付に要した図書及び書類を完了検査申請書に添えなければならない。</p> <p>2 <u>建築主事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか、完了検査に当たつて必要と認める図書の提出を求めることができる。</u></p> <p>3 <u>前 2 項の規定は、法第18条第16項の規定による工事完了通知の場合に準用する。この場合において、第 1 項中「第 3 条」とあるのは「第 7 条第 2 項において読み替えて準用する同令第 3 条」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第 9 条の 3 （略）</p>	<p>第 9 条 （略）</p> <p>第 9 条の 2 （略）</p>

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。